

# 国保

のお知らせ

## ◆国民健康保険税の仮徴収額変更通知書をお送りします

平成30年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付される予定だった方のうち、徴収方法を変更された方に、仮徴収額変更通知書を5月16日(水)に発送します。該当の方は、7月から口座振替または納付書での納付となります。 国民健康保険課 ☎963319146

## ◆国民健康保険税の納付方法選択のダイレクトメールをお送りします

平成30年度の国民健康保険税を、8月以降新たに年金からの特別徴収で納付される予定の方に、納付方法選択のダイレクトメールを送ります。年金からの特別徴収を口座振替に変更する場合は、5月31日(木)までに、国民健康保険課または北部・南部出張所でご申請ください。期日を過ぎて申請した場合は、年金からの特別徴収の停止時期が10月以降となります。現在、年金からの特別徴収で納付されている、30年度も年金からの特別徴収で納付される予定の方は、29年度の国民健康保険税納付通知書に金額が記載されていますのでご確認ください。

## 介護保険料の滞納者に滞納処分を行います

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであり、介護保険料は介護保険制度を運営するための貴重な財源です。市へ納付する65歳以上の方の介護保険料は、可能な限り自主納付を基本としています。しかし、再三に渡る督促や催告にもかかわらず納付が確認できない場合は、負担の公平・公正性を確保するため、財産(預貯金、給与、生命保険、不動産等)の差し押さえ処分を行います。

平成29年度中には、21件の差し押さえ処分を行いました。29年度の納期限はすべて過ぎています。未納の場合は速やかに金融機関などでお納めください。なお、納付相談は随時受け付けています。

問介護保険課 ☎963-9168

## 国民健康保険税の均等割額軽減判定の基準所得額が変わります

国民健康保険税を公平に負担していただくために行われた国の税制改正に伴い、平成30年度から均等割額軽減判定の基準所得額が下表のとおり変わります。世帯主および16歳以上で国民健康保険に加入されている方全員の前年中の所得申告が必要となります。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当世帯については軽減後の税額が通知されます。

均等割額の軽減措置割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の総所得金額等の合計額	
	平成29年度	平成30年度から
7割軽減	33万円以下	33万円以下(変更なし)
5割軽減	33万円+(27万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数*))以下	33万円+(27.5万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数*))以下
2割軽減	33万円+(49万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数*))以下	33万円+(50万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数*))以下

※国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方で、以後、世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方

## ◆治療用具の療養費支給申請に必要な書類について

医師の指示により作成した治療用具の療養費申請には、次の①～⑥の書類の添付が必要です。①医療機関が交付する証明書(患者の氏名・生年月日・傷病名、医療機関の名称・所在地、診察した医師の氏名、医師が疾病または負傷の治療上、治療用具が必要であると認めた年月日および器具の装着(適合)を

確認した年月日、医師が義肢器具に製作等を指示した治療用具の名称が記載されたもの) ②領収書(内訳別に、名称・採型区分・種類等・価格が記載された料金明細、オーダーメイドまたは既製品の別(既製品の場合は製品名)、治療用具を取り扱った義肢装具士の氏名) ③患者が実際に装着していることが確認できる写真(靴型装具のみ) ④患者本人の保険証 ⑤世帯主(後期高齢者医療制度加入の方は患者本人)の口座情報(わかるもの) ⑥印鑑

## 後期高齢者医療保険料が変わります

「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正に伴い、平成30年度から後期高齢者医療保険料が次のとおり変わります。

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	42,070円	41,700円
所得割率	8.34%	7.86%

	平成29年度	平成30年度
賦課限度額	57万円	62万円

均等割額の軽減割合	平成29年度 世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額
	8.5割軽減	9割軽減	
8.5割軽減	33万円以下	33万円以下	6,310円/年
	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)		4,200円/年
5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)以下		21,030円/年
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)以下		33,650円/年

均等割額の軽減割合	平成30年度 世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額
	8.5割軽減	9割軽減	
8.5割軽減	変更なし	変更なし	6,250円/年
	33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)以下		4,170円/年
5割軽減	33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)以下		20,850円/年
2割軽減	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)以下		33,360円/年

同一世帯内の被保険者および世帯主の前年中の所得申告が必要となりますので、所得の申告を済ませようお願いします。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当の被保険者については、軽減後の保険料額が通知されます。

国民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎963319170

## 市などのお知らせを録音したCDや広報こしがや点字版をご利用ください

目の不自由な方のために、ボランティアグループ「声のおたより」が、「広報こしがや」や「社協だより」などの刊行物をCD(デジシー図書)に録音し、郵送して

ます。ご希望の方は越谷市社会福祉協議会ボランティアセンターへご連絡ください(CDを聴くためには専用の音声再生機が必要です)。なお、市では身体障害者手帳(視覚1・2級)をお持ちでデジシー図書を活用する方に、日常生活用具「ポータブルレコーダ」の給付を行っています。詳しくは障害福祉課(☎963319164)へ。

また、広報こしがやの点字版(お知らせ版の抜粋)を、希望者に郵送しています。ご希望の方は広報広聴課へご連絡ください。

問CDについて:越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎96633211、点字版について:広報広聴課 ☎963319117